

秋田県高齢者居住安定確保計画

令和3年6月

秋 田 県

目 次

第1章 計画の目的と背景

1-1 計画の背景	1
1-2 計画の目的	1
1-3 計画の位置付け.....	1
1-4 計画の期間	1

第2章 高齢者を取りまく状況と課題

2-1 高齢者数と高齢者世帯数の推移

(1) 高齢者数・高齢化率の現状と将来推計	2
(2) 後期高齢者数の現状と将来推計	2
(3) 高齢者世帯数の推移	3
(4) 要支援・要介護者数の推移	4

2-2 高齢者の住まいの状況

(1) 所有関係	5
(2) 建て方	5
(3) 建築時期	6
(4) 高齢者等のための設備	7
(5) 子の居住地	8
(6) 高齢者向け住まい及び介護保険施設の整備状況	9

2-3 高齢期の住み替え意向

(1) 高齢期の住み替え・改善の意向	10
(2) 高齢期の住み替え先	10

2-4 高齢者の居住を取りまく課題

(1) 高齢者世帯の増加に対応した地域支援の充実	11
(2) 高齢者の住まいの老朽化と改修	11
(3) 高齢者のニーズに対応した住まいの確保	11
(4) 高齢者の住宅セーフティネット	11

第3章 高齢者の居住の安定確保に向けた基本的方針

3-1 基本理念	12
3-2 施策の方向性	12
(1) 高齢者が安心して住み続けられる住まいの居住環境の向上.....	12
(2) 高齢者の居住の安定確保に向けた住宅セーフティネットの構築.....	12
(3) 高齢者が安心して暮らせる環境づくり	12
3-3 高齢者向け住まいの供給目標	13

第4章 高齢者の居住の安定確保に向けた取り組み

4-1 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進

(1) 高齢者の持ち家に対する環境整備の支援 14

(2) 公営住宅のバリアフリー化の推進 14

(3) 民間賃貸住宅のバリアフリー化の促進 14

4-2 多様なニーズに対応した高齢者向け住まいの供給の促進

(1) 公営住宅の供給による高齢者の住宅セーフティネットの形成 14

(2) 高齢者向け住まいの供給の促進 14

(3) 民間賃貸住宅等への居住支援 15

(4) 高齢者が入居する住まいの管理の適正化 15

4-3 その他高齢者の居住の安定確保に関して必要な事項

(1) 高齢者の居宅生活支援体制の確保 15

(2) 高齢者の住まいに関する情報提供の推進 15

第5章 計画の実現に向けて

5-1 計画の推進体制

(1) 行政の役割 16

(2) 各主体間の連携強化 16

5-2 計画の進行管理 16

第1章 計画の目的と背景

1-1 計画の背景

本県の高齢化率は平成 22 年の国勢調査において全国一となり、今後のさらなる高齢化の進展に伴い、介護が必要な高齢者や高齢単身及び高齢者夫婦のみの世帯が一層増加していくものと見込まれます。

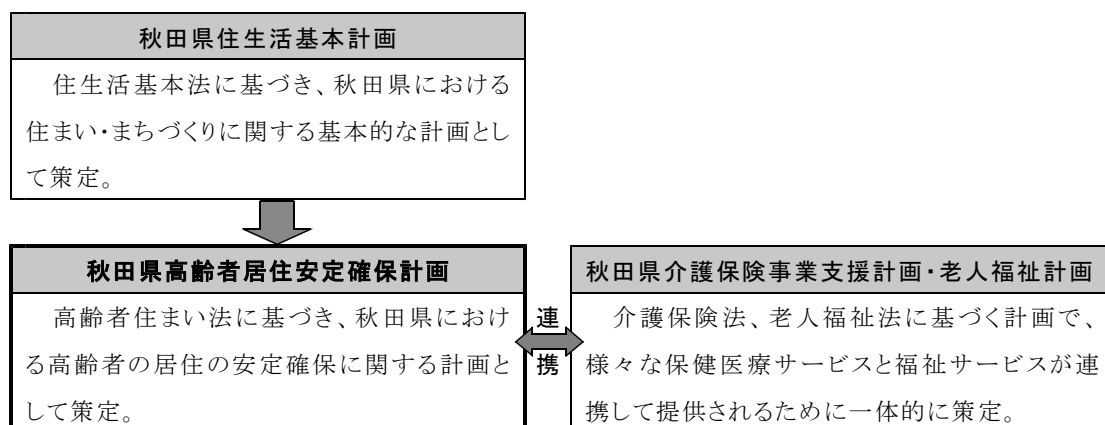
住まいは生活の基盤であり、誰にでも訪れる高齢期を安心して暮らしていくためには、身体の状態の変化に対応できる住まいの確保と、必要に応じて介護サービスや生活支援サービスが受けられることが必要になります。

1-2 計画の目的

住宅施策と福祉施策の連携により、ハードとソフトが一体となって高齢者の住まいに係る施策を総合的に展開し、高齢者の居住の安定を確保することを目的として、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 4 条に基づく「秋田県高齢者居住安定確保計画」を策定します。

1-3 計画の位置づけ

本計画は、住宅部門と福祉部門が連携して施策に取り組むことにより、高齢者の多様なニーズに対応した住居や福祉サービスを選択できるよう、上位計画である「秋田県住生活基本計画」と「秋田県介護保険事業支援計画・老人福祉計画」との調和を図った計画とします。



1-4 計画の期間

本計画の計画期間は、「秋田県住生活基本計画」や「秋田県第 8 期介護保険事業支援計画・第 9 期老人福祉計画」の改定時期をふまえ、令和 3 年度から令和 8 年度までとします。

なお、これらの計画の見直しや、国の政策動向、社会経済情勢の変化等により適宜見直します。

第2章 高齢者を取りまく状況と課題

2-1 高齢者数と高齢者世帯数の推移

(1) 高齢者数・高齢化率の現状と将来推計

本県では、令和2年10月1日時点において、65歳以上の高齢者数は357,521人であり、県の総人口952,005人のうち、37.6%を占めています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、本県の総人口は令和27年には601,649人となり、令和2年の952,005人から約35万人減少すると見込まれています。また、65歳以上の高齢者数も令和7年をピークに減少を続けますが、高齢化率は増加し続け、令和22年の高齢化率は47.5%、令和27年には県の総人口の過半に達する見込みとなっています。

(2) 後期高齢者数の現状と将来推計

本県の75歳以上の後期高齢者の割合は令和2年10月1日現在で19.9%となっており、全国と比較してもかなり高い割合となっています。

後期高齢者数のピークは令和12年頃の見込みですが、後期高齢者の割合は増加し続け、令和17年には29.4%、令和22年には県の総人口の3割に達する見込みとなっています。

図表1 秋田県の人口と高齢者率の推移

	人口				高齢化率					
	秋田県				秋田県			全国		
	総人口 (A)	65歳以上 (B)	65～74歳 (C)	75歳以上 (D)	65歳以上 (B/A)	65～74歳 (C/A)	75歳以上 (D/A)	65歳以上	65～74歳	75歳以上
平成17年	1,145,501	308,193	160,323	147,870	26.9%	14.0%	12.9%	20.2%	10.5%	9.7%
22年	1,085,997	320,450	145,432	175,018	29.5%	13.4%	16.1%	23.0%	11.9%	11.1%
27年	1,023,119	343,301	156,153	187,148	33.6%	15.3%	18.3%	26.6%	13.8%	12.8%
令和 2年	952,005	357,521	167,973	189,548	37.6%	17.6%	19.9%	28.8%	13.9%	14.9%
7年	885,285	361,250	152,150	209,100	40.8%	17.2%	23.6%	30.0%	12.2%	17.8%
12年	814,295	350,430	130,372	220,058	43.0%	16.0%	27.0%	31.2%	12.0%	19.2%
17年	744,014	333,759	114,859	218,900	44.9%	15.4%	29.4%	32.8%	13.2%	19.6%
22年	672,617	319,621	111,491	208,130	47.5%	16.6%	30.9%	35.3%	15.1%	20.2%
27年	601,649	301,422	109,763	191,659	50.1%	18.2%	31.9%	36.8%	15.4%	21.4%

資料：平成17年から27年は「国勢調査」

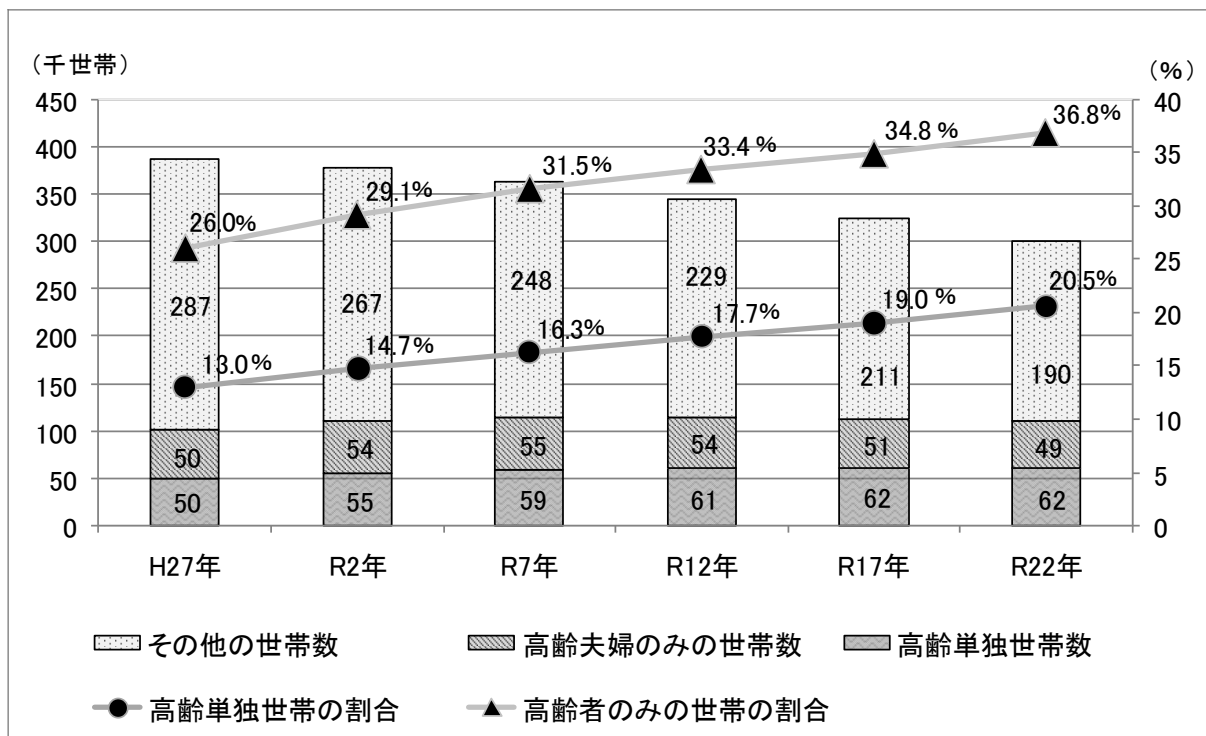
令和2年の秋田県の数字は「秋田県人口流動調査(10月1日現在)」、全国の数字は「総務省統計局・人口推計(10月1日現在)」

令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

(3) 高齢者世帯数の推移

県内の総世帯数は年々減少していく見込みですが、高齢単独世帯と高齢夫婦のみ世帯は増加傾向にあります。令和 22 年には高齢単独世帯の割合は 20.5%に、高齢者のみの世帯(高齢単独世帯及び高齢夫婦のみの世帯の合計)の割合は 36.8 %に達する見込みとなっています。

図表2 秋田県の高齢者世帯数等の推移



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」(平成31年推計)

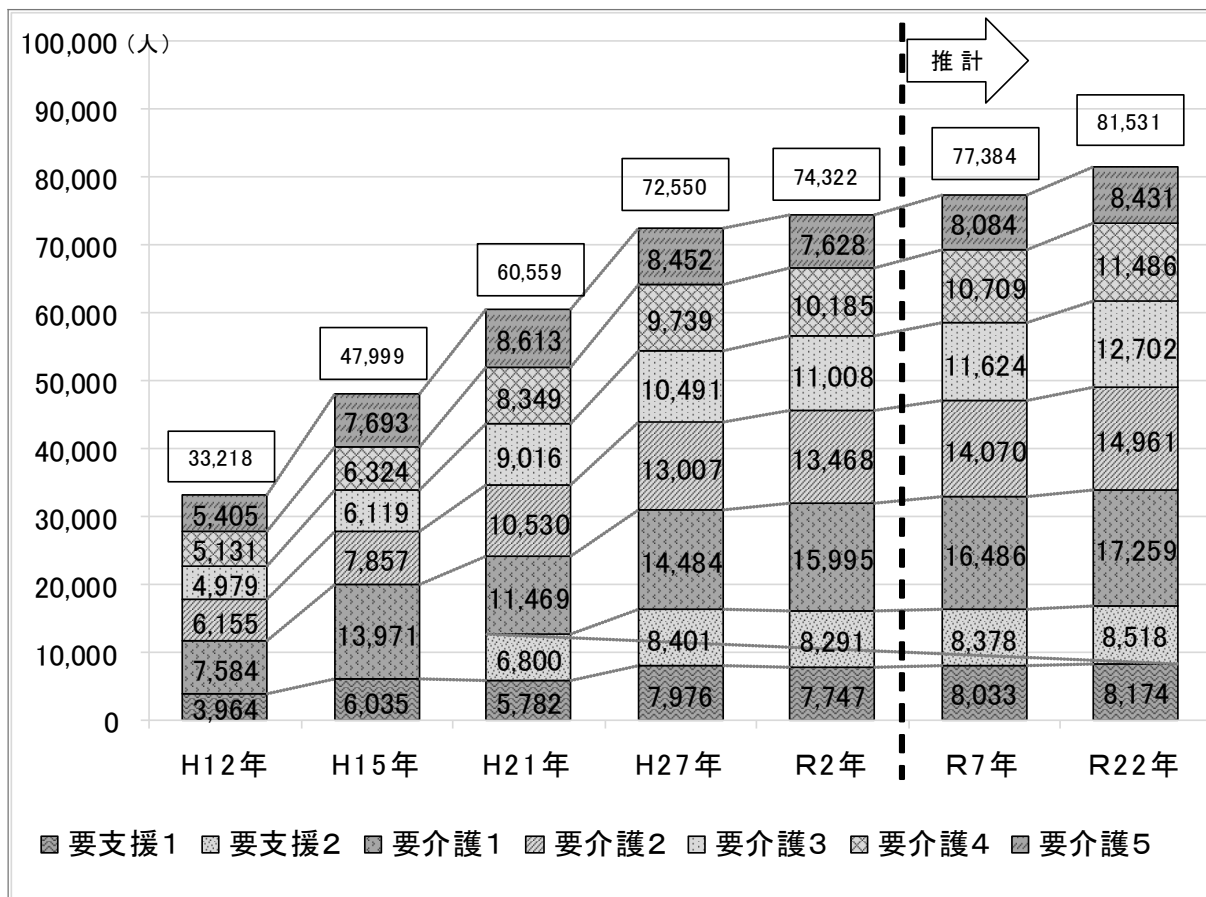
(4) 要支援・要介護者数の推移

本県においては、介護保険制度が創設された平成 12 年以降、要支援・要介護認定者数は増加傾向で、令和 2 年には 74,322 人となり、平成 12 年と比較すると約 2.2 倍に増加しています。

今後、認定者となる割合が高い 75 歳以上の高齢者が依然として増加していく見込みとなっており、令和 22 年には 81,531 人と推計されています。

図表3 秋田県の要支援・要介護者数の推移

(各年10月末現在)



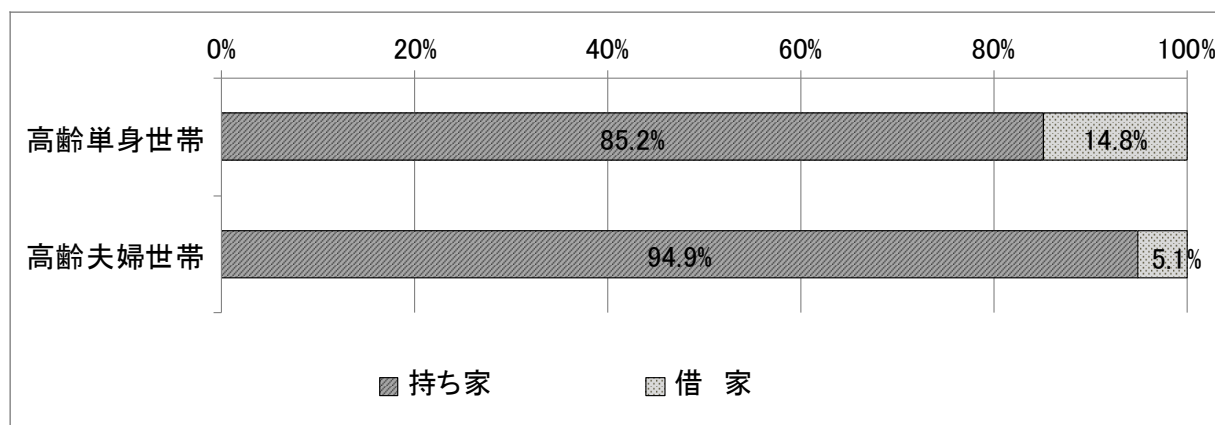
資料: 長寿社会課調べ

2-2 高齢者の住まいの状況

(1) 所有関係

本県の高齢者世帯の住宅を所有関係別にみると、高齢単身世帯では持ち家が 85.2%、借家が 14.8%、高齢夫婦世帯では持ち家が 94.9%、借家が 5.1%であり、高齢者が持ち家に居住している比率が高くなっています。

図表4 高齢者世帯の住宅の所有関係

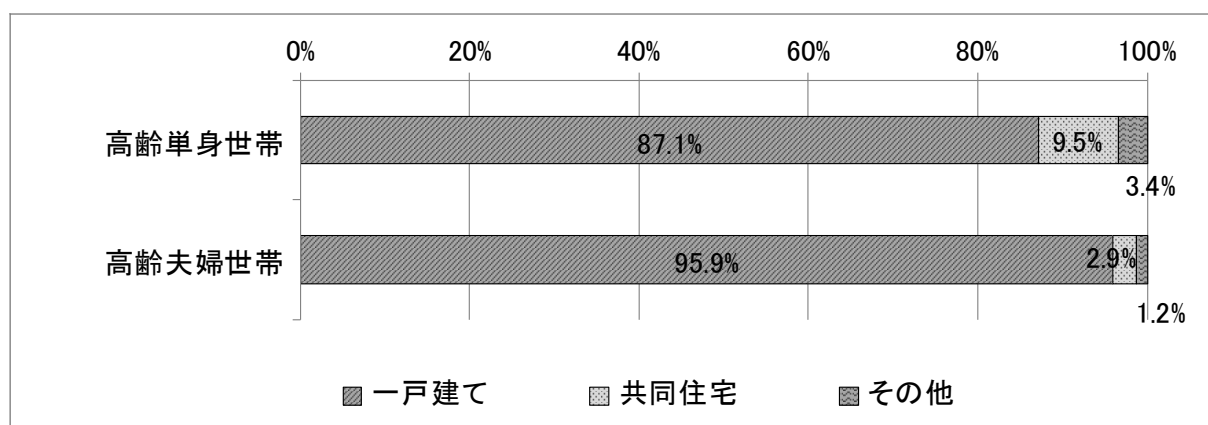


資料：平成30年住宅・土地統計調査

(2) 建て方

本県の高齢者世帯の住宅を建て方別にみると、高齢単身世帯では一戸建てが 87.1%、共同住宅が 9.5%、高齢夫婦世帯では一戸建てが 95.9%、共同住宅が 2.9%であり、高齢者が一戸建てに居住している比率が高くなっています。

図表5 高齢者世帯の住宅の建て

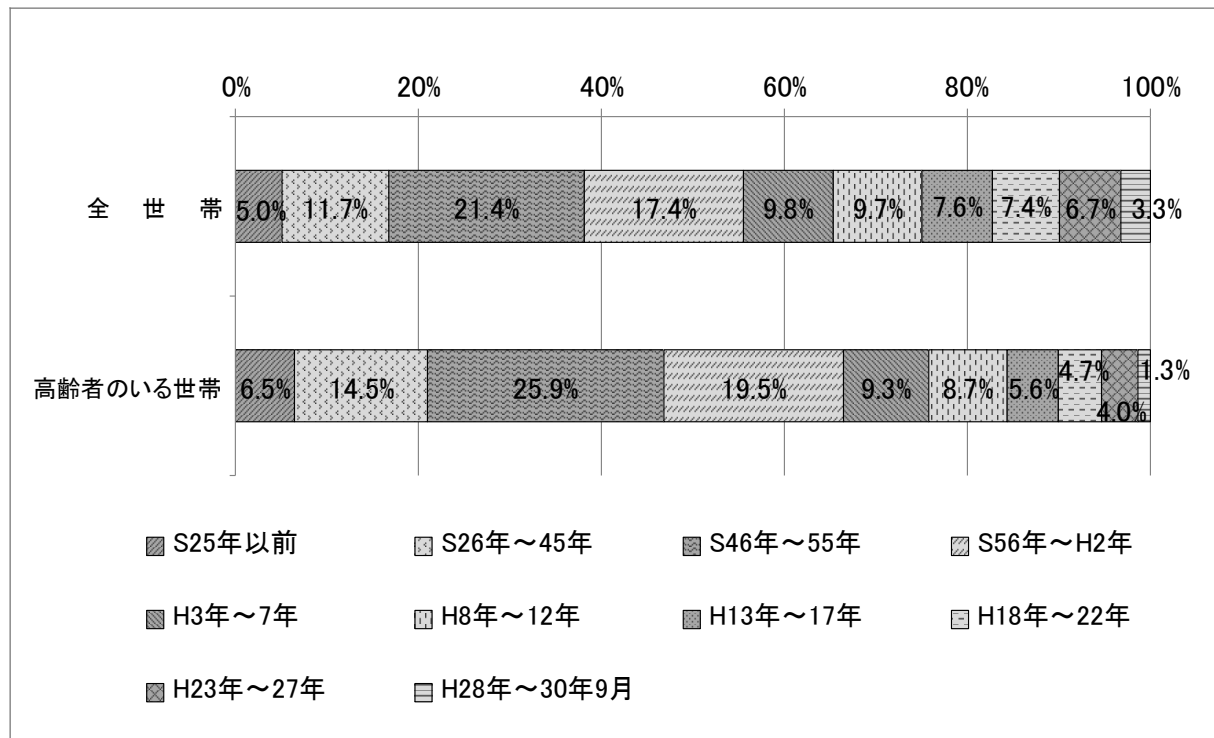


資料：平成30年住宅・土地統計調査

(3) 建築時期

本県の高齢者のいる世帯の住宅(持ち家)の建築時期をみると、昭和 55 年以前に建築された新耐震基準施行前の住宅の割合が 46.9%となっており、全世帯の割合より高くなっています。

図表6 高齢者のいる世帯の住宅(持ち家)の建築時期



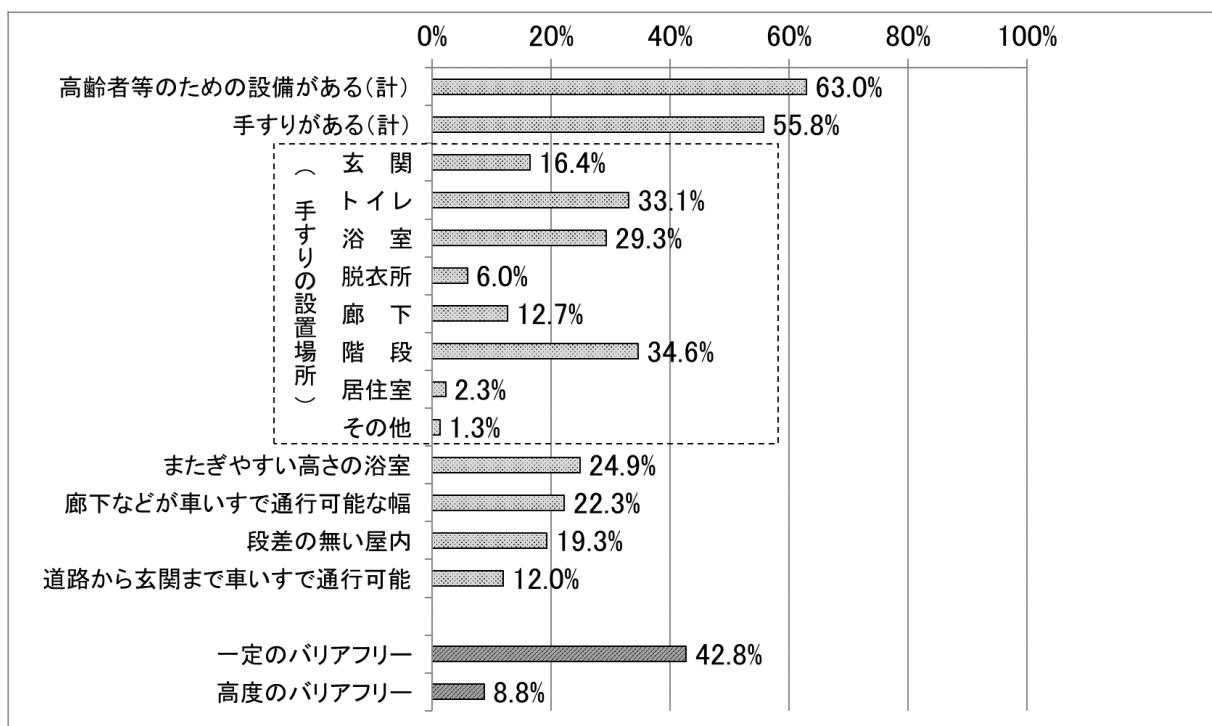
資料：平成30年住宅・土地統計調査

(4) 高齢者等のための設備

本県の高齢者のいる世帯における高齢者等のための設備の設置状況をみると、手すりの設置がされている住宅が 55.8%、浴槽の高さがまたぎやすく配慮されている住宅が 24.9%、廊下などが車いすに対応した幅になっている住宅が 22.3%、屋内に段差がない住宅が 19.3%、道路から玄関まで段差がなく車いすで通行可能な住宅が 12.0%となっており、高齢者等のための設備がある世帯は 63.0%を占めています。

高齢者が居住している住宅のうち「一定のバリアフリー化（2 箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消）」がされている住宅は 42.8%、「高度のバリアフリー化（2 箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消及び車いすで通行可能な廊下幅）」がされている住宅は 8.8%となっています。

図表 7 高齢者のいる世帯における高齢者等のための設備の設置状況



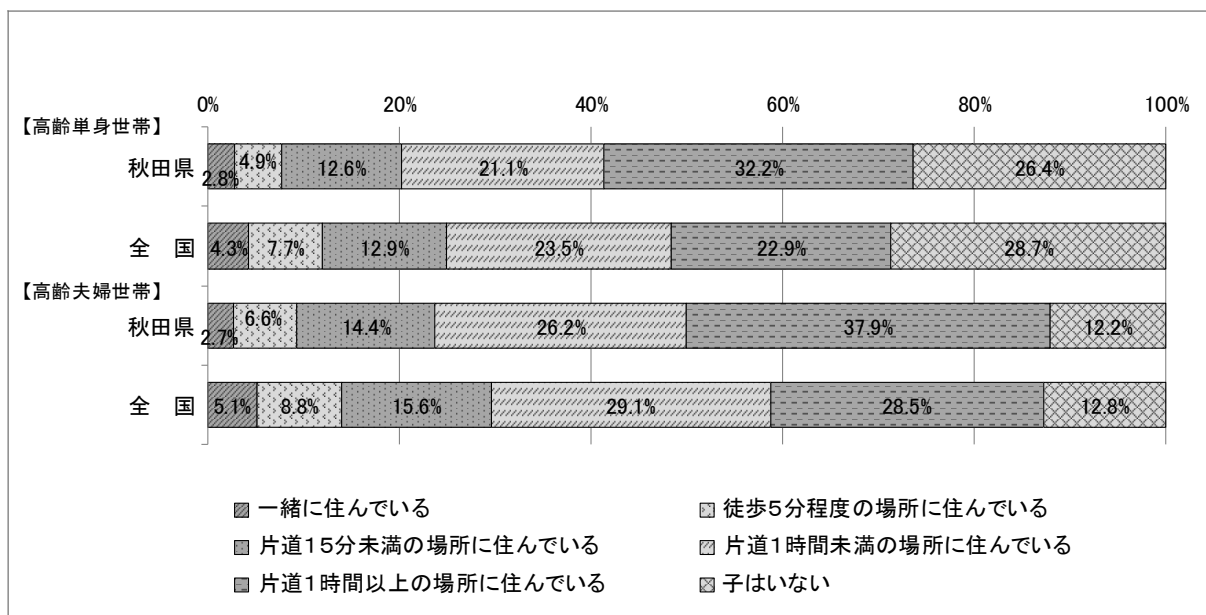
資料：平成30年住宅・土地統計調査

(5) 子の居住地

本県の高齢者世帯と子の居住状況をみると、子が一緒にすんでいる又は同じ敷地内に住んでいる世帯は、高齢単身世帯では 2.8%、高齢夫婦世帯では 2.7%となっています。また、高齢単身世帯の 41.4%、高齢夫婦世帯の 49.9%は子が片道 1 時間未満の近隣に居住しているものとみられます。

一方、子が片道 1 時間以上離れたところに居住している世帯は、高齢単身世帯で 32.2%、高齢夫婦世帯で 37.9%となっており、子はいない世帯が、高齢単身世帯で 26.4%、高齢夫婦世帯で 12.2%となっています。

図表8 高齢者世帯の子の居住地



資料：平成30年住宅・土地統計調査

(6) 高齢者向け住まい及び介護保険施設の整備状況

本県には、令和２年４月１日時点において、シルバーハウジングやサービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームといった高齢者向け住まいが 9,450 戸(人)、特別養護老人ホームを始めとした介護保険施設が 13,272 人分あり、合計 22,722 人分のストックがあります。

図表９ 高齢者向け住まい及び介護保険施設

種 別	戸数(定員)
高齢者向け住まい	9,450 戸(人)
① シルバーハウジング	24 戸
② サービス付き高齢者向け住宅	1,876 戸
③ 有料老人ホーム	2,585 人
④ 認知症高齢者グループホーム	2,738 人
⑤ 養護老人ホーム	1,060 人
⑥ 軽費老人ホーム	1,167 人
介護保険施設	13,272 人
⑦ 特別養護老人ホーム	8,062 人
⑧ 介護老人保健施設	5,148 人
⑨ 介護療養型医療施設	62 人
合 計	22,722 人

資料：長寿社会課・建築住宅課調べ(令和2年4月1日時点)

図表10 高齢者向け住まい及び介護保険施設のイメージ

<自立>	<要支援>	<要介護>
シルバーハウジング		
サービス付き高齢者向け住宅		
有料老人ホーム		
養護老人ホーム		
軽費老人ホーム		
認知症高齢者グループホーム		
		特別養護老人ホーム
		介護老人保健施設
		介護療養型医療施設

注：上図は高齢者の住まいを入居者の介護度合いで位置づけたイメージ図です。

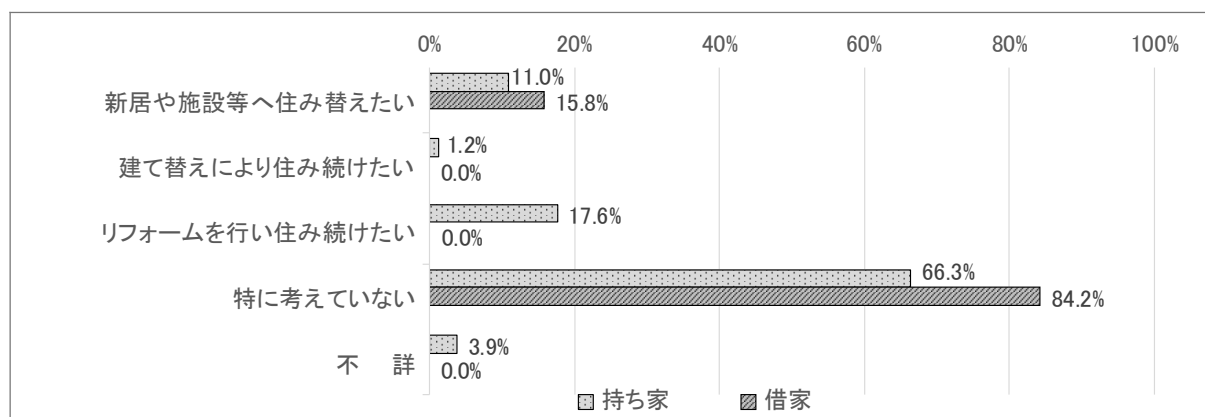
個別の住宅・施設により対応状況が異なります。

2-3 高齢期の住み替え意向

(1) 高齢期の住み替え・改善の意向

家計を主に支える者が50歳以上の世帯のうち、高齢期における住み替え及び改善の意向をみると、持ち家世帯の66.3%、借家世帯の84.2%が住み替え及び改善を特に考えておらず、現在の住宅にそのまま住み続けることを希望しています。一方で、持ち家世帯の11.0%、借家世帯の15.8%が新居や施設等に住み替えたいと考えています。

図表11 高齢期における住み替え・改善の意向（家計を主に支える者が50歳以上の世帯）

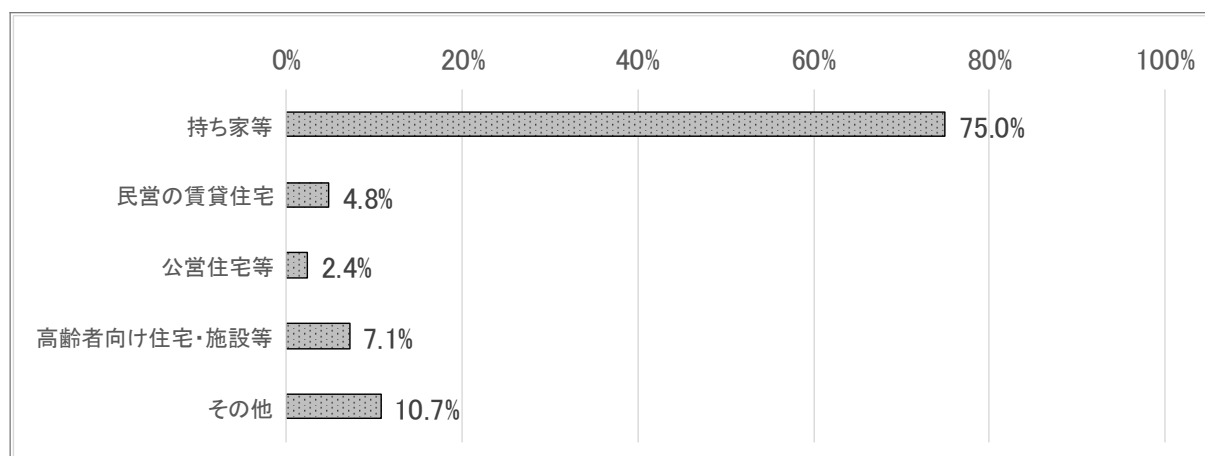


資料：平成30年住生活総合調査（秋田県）

(2) 高齢期の住み替え先

家計を主に支える者が50歳以上の世帯のうち、高齢期における住み替え意向のある世帯の住み替え先を種類別にみると、持ち家等の75.0%に次いで、高齢者向け住宅・施設等を希望しています。

図表12 高齢期の住み替え先の意向（家計を主に支える者が50歳以上の世帯）



資料：平成30年住生活総合調査（秋田県）

2-4 高齢者の居住をとりまく課題

(1) 高齢者世帯の増加に対応した地域支援の充実

高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の増加に伴い、介護が必要な高齢者の割合も増加していきます。現状の住まいでの生活を望んでも、頼れる子供が近場におらず、親族や地域社会との交流も希薄になるなど、地域で生活が続けることが困難な高齢者が増えています。そのため、地域が主体的に高齢者等への支援を行う活動の充実が求められています。

(2) 高齢者の住まいの老朽化と改修

本県は持ち家率が全国トップの状況にあります。しかし、多くの高齢者は築年数が経っている住宅に住んでいる傾向にあることから、住まいの老朽化対策のほか、バリアフリー化や断熱化など、心身機能の状況に応じた適切な改修を行い、良好な居住環境を確保することが求められています。

(3) 高齢者のニーズに対応した住まいの確保

多くの人は高齢期も住み慣れた住宅での居住の継続を希望していますが、要支援・要介護度合いや家族等の有無、住まいの状況などにより住み替えの必要性が生じます。多様化するニーズに合わせた居宅サービスの充実と共に、介護や生活支援サービスを提供する住まいの供給を図る必要があります。

(4) 高齢者の住宅セーフティネット

高齢者は低所得者層が多く、また、民間賃貸住宅では高齢者である事を理由に入居を拒まれるケースが想定されます。高齢者が希望する住まいに居住できるよう、高齢者の入居を拒まない住宅の供給を促進する必要があります。

第3章 高齢者の居住の安定確保に向けた基本的方針

3-1 基本理念

- 必要な介護・生活支援サービスを受けながら、誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けられること
- 高齢者の身体状況や生活状況等に応じて、ニーズに合った住まいを安定的に確保していくこと
- 高齢期に心身機能が低下しても、地域で支え合いながら、元気に安心して生活できること

以上の3項目の実現を目指し、「秋田県住生活基本計画」及び「秋田県第8期介護保険事業支援計画・第9期老人福祉計画」を踏まえ、本計画の基本理念を次のとおり設定します。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる住まいを実現する

3-2 施策の方向性

基本理念に基づき、高齢者の居住の安定確保に向けた施策の方向性を次のように定めます。

(1) 高齢者が安心して住み続けられる住まいの居住環境の向上

既存住宅のバリアフリー化等を推進し、かつ今後の高齢者の増加に応じた需要を見ながら、的確なサービスが提供される高齢者向け賃貸住宅や老人ホーム等の計画的な供給を促進し、高齢者の居住環境の向上を目指します。

(2) 高齢者の居住の安定確保に向けた住宅セーフティネットの構築

民間市場で住宅を確保することが難しい高齢者の居住の安定確保に向け、バリアフリー化された公営住宅を供給するとともに、サービス付き高齢者向け住宅や住宅セーフティネット制度に基づくセーフティネット住宅(以下「セーフティネット住宅」という。)の普及を促進し、重層的な住宅セーフティネットの構築を目指します。

(3) 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

高齢化率が全国一である本県において、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、支え合いや見守り体制の醸成を図り、地域の実情に応じた住まい・まちづくりの実現を目指します。

3-3 高齢者向け住まいの供給目標

国土交通省成長戦略においては、高齢者人口に対する高齢者向け住まいの割合を欧米並み(3～5%)とすることを目標としております。

また、秋田県住生活基本計画※1においては、高齢者人口に対する高齢者向け住まいの割合を3%とすることを目標としております。

以上を踏まえ、本計画では高齢者人口に対する高齢者向け住まいの割合を令和7年度までに3%※2、約10,700人分を目標値と定め、供給を促進していきます。

※1 住生活基本計画(平成29年3月)策定

※2 令和2年度時点の高齢者人口(357,521人)の3%

図表13 高齢者向け住まいの目標定員

年度	令和2年度	令和5年度	令和7年度
高齢者向け住まい※	現況値	中間目標値	本計画の目標値
上段:割合(%)	2.64 %	2.82 %	3 %
下段:戸数・定員の合計	(9,450 人分)	(約 10,100 人分)	(約 10,700 人分)

※高齢者向け住まい:シルバーハウジング、サービス付き高齢者向け住宅の戸数及び有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームの定員の合計

第4章 高齢者の居住の安定確保に向けた取り組み

4-1 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進

(1) 高齢者の持ち家に対する環境整備の支援

- 秋田県住生活基本計画に基づき、高齢者の居住する住宅の段差解消や手すりの取り付けなど、バリアフリー化の促進を図ります。
- 秋田県住宅リフォーム推進事業補助金により、安全・安心で快適な居住環境の改善に係るリフォーム工事を推進します。
- 秋田県耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震診断や耐震改修に対する支援の実施により耐震化を促進します。
- 国や市町村が行う補助金制度や支援制度の情報提供を行います。
- 耐震、省エネ、バリアフリー化等のリフォーム工事に対する税制優遇制度や住宅金融支援機構が行うリフォーム融資及び高齢者返済特例制度に関する情報提供を行います。

(2) 公営住宅のバリアフリー化の推進

- 公営住宅の建替えや改修に合わせて、室内段差の解消、手すりの設置等のバリアフリー化を推進します。

(3) 民間賃貸住宅のバリアフリー化の促進

- 国が実施する「スマートウェルネス住宅等推進事業」などの補助制度を民間事業者に対して情報提供を行い、バリアフリー化された高齢者向け住宅の供給を促進します。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」に基づき、バリアフリー化に関する普及・啓発を行うことで、バリアフリー基準に適合した施設整備を促進します。

4-2 多様なニーズに対応した高齢者向け住まいの供給の促進

(1) 公営住宅の供給による高齢者の住宅セーフティネットの形成

- 民間市場で居住の安定確保が難しい高齢者に対して、公営住宅の優遇入居制度や家賃の減免制度の活用により、入居の安定確保を促進します。

(2) 高齢者向け住まいの供給の促進

- サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等のほか、セーフティネット住宅の供給を促進し、高齢者の住まいに対する多様なニーズに対応します。
- 国が実施する「スマートウェルネス住宅等推進事業」などの補助制度を民間事業者に対して情報提供を行い、高齢者向け賃貸住宅の供給の促進を図ります。

(3) 民間賃貸住宅等への居住支援

- 高齢者がニーズに合った住まいを選択できるよう、市町村や関係団体等と連携し、サービス付き高齢者向け住宅登録情報システム等を活用しながら幅広く情報提供を行います。
- 秋田県居住支援協議会等の活動を通じて、関係機関や団体等との連携を図りながら民間賃貸住宅等の利用状況を勘案した居住支援を行います。

(4) 高齢者が入居する住まいの管理の適正化

- サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット住宅の登録制度の適正な運用及び普及を図ります。
- 高齢者が安心して生活できるよう、住宅部局と福祉部局が連携し、事業者に対して必要に応じて報告の徴収や立ち入り等を行うなど、的確な指導・監督を行います。

4-3 その他高齢者の居住の安定確保に関して必要な事項

(1) 高齢者の居宅生活支援体制の確保

- 「秋田県介護保険事業支援計画・老人福祉計画」の施策に掲げる介護予防・重度化防止の推進や地域包括ケアシステムの推進等、福祉部局との連携を図りながら高齢者の居住の安定確保に取り組みます。
- 住民への身近な福祉サービスの提供や居住支援ニーズの把握等、地域の実情を踏まえたきめ細やかな居住支援体制を構築するため、市町村独自の居住支援協議会の設立を推進するほか、秋田県居住支援協議会への町村の加入を促進します。

(2) 高齢者の住まいに関する情報提供の推進

- 高齢者が住み慣れた住まいで良好な住居環境を整えながら暮らせるよう、高齢期における住まい方に関する知識や情報の周知を行います。
- 高齢者が状況に応じて住宅を選択し、円滑に住み替えができるよう、移住・住みかえ支援機構による「マイホーム借上げ制度」等の周知を行います。

第5章 計画の実現に向けて

5-1 計画の推進体制

(1) 行政の役割

本計画における施策を着実に実施していくため、住宅施策と福祉施策の連携を図りながら、着実な各種施策の取り組みに努めます。

また、県だけではなく、介護保険サービスや高齢者支援サービスの実施主体でもあり、より住民に身近な市町村とも緊密に調整・連携を図りながら計画を推進していきます。

(2) 各主体間の連携強化

本計画の推進には、県や市町村の取り組みはもとより、福祉や住宅の民間事業者やNPOなどの支援団体、地域のボランティアの方々の他、県民一人ひとりの積極的な参加と連携の強化が必要であり、体制の構築に向けて取り組みます。

5-2 計画の進行管理

本計画における目標と、目標を達成するための施策の実施状況を随時把握し、計画の進行管理を的確に行います。

また、計画の見直しについては、秋田県の将来的な高齢化状況を見据えながら、「秋田県住生活基本計画」と「秋田県介護保険事業支援計画・老人福祉計画」との調和を図りながら、適切に実施します。